

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

平成30年4月1日現在

1. 当施設が提供するサービスの相談窓口

電話 0475-42-1180 (午前9時～午後5時まで)

担当 高橋俊洋

* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 一宮苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

名 称	ショートステイサービス一宮苑
開設年月日	平成8年12月1日
所 在 地	千葉県長生郡一宮町一宮 389
介護保険指定番号	千葉県第1276600044号
F A X	0475-42-1182
H P ア ド レ ス	http://www.ichinomiyaen.jp/

(2) 同施設の職員体制

介護保険制度の基準配置数以上を配置。

(3) 同施設の整備の概要

定 員	16名	静 養 室	2床 18.00㎡
居室	4人部屋 4室(1室36.00㎡)	医 務 室	18.85㎡
食 堂	142.30㎡	機能訓練室	54.00㎡
通常浴室	50.80㎡	特別浴室	41.80㎡

(4) 提供するサービスに関する第三者評価の実施状況

①実施の有無：あり

②実施した直近の年月日：平成25年7月22日・23日

③実施した評価機関の名称：特定非営利活動法人VAICコミュニティケア研究所

④評価結果の開示状況：独立行政法人福祉医療機構が運営するサイト「WAMNET」において開示

3. サービス内容

- ・ 食事 別紙記載の通り
- ・ 入浴 別紙記載の通り
- ・ 介護 別紙記載の通り
- ・ レクリエーション 詳しくは、月間予定表をご覧ください。
- ・ 健康管理 別紙記載の通り
- ・ 理美容 別紙記載の通り

4. 料 金

(1) 基本サービス利用料（介護保険適用サービス料金）

契約書別紙記載

(2) その他の自己負担金（介護保険適用外サービス）

契約書別紙記載

(3) キャンセル料

契約書別紙記載

(4) 利用中の中止

契約書別紙記載

(5) 支払方法

お支払いは、特別な事情による場合を除き、郵便局の自動払込みサービスで行うものとします。その際の手数料はお客様負担となります。毎月10日頃に前月分の請求書を発送いたします。払込日は翌月（利用月の翌々月）の1日となります。支払いの確認後、領収書を送付いたします

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

居宅サービス計画、又は介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員、地域包括支援センターにご相談ください。それ以外の方につきましては直接ご連絡下さい。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護等をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

- ③ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護・要支援認定区分が非該当（自立）と認定された場合
*この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度更新することができます。（ただし、全額自己負担によるご利用となります）
- ④ お客様が、サービス料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、お客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合はサービス利用契約を終了させていただくことができます。また、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は1ヶ月前までに文書で通知することによりサービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、契約終了後の予約については無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ・ 介護保険法令に基づき、利用者との間で交わされた契約内容を遵守しサービスの遂行に努める。
- ・ 契約に則った介護サービスの提供のみならず、利用者の生活全般にわたり、より付加価値の高いサービスの提供を目指す。
- ・ 特別養護老人ホーム併設の利点を生かし、希望者には行事等への参加、理髪サービス等も提供していく。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会時間は、10：00から16：30分です。来苑時は事前にご連絡下さい。
- ・ 外出をされる場合は、事前に連絡をいただき外出簿にご記入下さい。
- ・ 喫煙は、指定の場所をお願いいたします。
- ・ 通常の使用方法外の使用等により当事業所の設備・器具を破損した場合、その損害を賠償していただきます。
- ・ 金銭、貴重品のお持ち込みにつきましては、自己管理できる範囲をお願いいたします。紛失・盗難時の責任は一切負いかねますのでご承知下さい。
- ・ 所持品の持ち込みにつきましては、入所時に記録簿にて確認を行います。簿外の品物につきましては、紛失・盗難時の責任を負いかねますのでご承知下さい。
- ・ 宗教活動につきましては、事業者及び他の利用者に迷惑をかけない範囲をお願いいたします。なお、事業所内での布教活動等のご遠慮下さい。
- ・ ペットの持ち込みはご遠慮下さい。

7. 当社会福祉法人の概要

法人名	社会福祉法人児童愛護会	
代表者	理事長 白井 陽	
本部所在地	千葉県長生郡一宮町一宮 3 8 9	
電話番号	0 4 7 5 - 4 2 - 1 1 8 0	
運営事業	特別養護老人ホーム	<u>1ヶ所</u>
	短期入所生活介護	<u>1ヶ所</u>
	通所介護	<u>1ヶ所</u>
	居宅介護支援事業	<u>1ヶ所</u>
	ケアハウス	<u>1ヶ所</u>
	児童養護施設	<u>1ヶ所</u>
	障害者支援施設	<u>2ヶ所</u>

8. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、利用者に書面で通知致します。

9. サービス内容に関する相談・苦情

当施設ご利用者相談・苦情担当

窓口開設時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	F A X の場合は 2 4 時間受付ます。
市町村保険者及び千葉県国民健康保険連合団体の相談窓口でも受け付けております。		
担当者	高橋俊洋（生活相談員）	電 話 0 4 7 5 - 4 2 - 1 1 8 0
第三者委員	小木曾宏・林房吉・渡辺利廣	F A X 0 4 7 5 - 4 2 - 1 1 8 2
千葉県国民健康保険団体連合会		電 話 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 2 8

